

# 声 明

2016年3月11日

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

大震災発災から5年のこの日、震災の犠牲になられた方々にあらためて哀悼の意を表します。また、せつかく取りとめた命を震災関連死で失った方々の無念に深く心を寄せるものです。

私たち「みやぎ県民センター」は、東日本大震災直後の2011年5月、被災者・被災地が主役の復旧・復興の実現を目的に発足しました。東日本大震災から5年目を迎えるにあたり、一日も早い復旧・復興を願って本声明を発表するものです。

## 1 被災者の生活再建

- (1) 応急仮設住宅住まいの被災者は今も合計約4万8000人に及んでおり、震災直後の入居者の40%以上が被災から5年目を迎える今も苦難を強いられています。
- (2) 2015年国勢調査によれば、県内では、津波被害を受けた沿岸14市町と仙台市宮城野、若林両区の人口減少率が著しく、その中でもとくに女川町、南三陸町、山元町の人口減は極めて深刻です。
- (3) 県内災害公営住宅の完成は未だ50%程度という深刻な実態であり、それにも関わらず宮城県は県営の復興住宅は一戸も建設しないという冷たい態度に固執しています。
- (4) 宮城県は2013年4月以後被災者の医療費支援制度を打ち切りました。岩手県が県として10%負担を続け被災者全員の免除措置を今年12月まで継続すると決定していることに比べ、宮城県の被災者への冷酷さは際立っています。
- (5) 同様に、子どもの医療費無料制度についても、各市町村が中学3年から高校3年へと拡充に努力し県の支援の拡大を要望している中、村井知事は全国最低の「外来2歳児まで」を一切拡充しようとしません。しかも、震災の孤児等の支援のために全国から寄せられた「大震災みやぎこども育英基金」について本来の目的からそれた使用を行おうとしています。

## 2 県内経済の再生・復興、街づくり

- (1) 宮城県の調査によれば、県内事業者の約86%が復旧したとされていますが、商店街などの街づくりや事業者の復旧遅れに対する県の支援の不十分さが、地域的

復興の格差を広げています。また、復旧公共事業における下請代金や賃金未払い問題などが多数発生し、さらに、障害者の雇用が全国最低であることも明らかになっており、これらに対する県の監査、指導の遅れが当事者を苦しめることになっています。

- (2) 宮城県においても、福島原発事故による農業等への影響は深刻であり、補償は進んでいません。放射能汚染の稲わらや牧草が全県の農地に仮置きされており、解決の見通しも立っていません。その上、TPPによる追撃となれば、宮城の農林業は壊滅的打撃を受けることとなります。さらに村井知事は、大震災直後から、漁港の統廃合と水産特区を持ち込み、漁業の再生に重大な混乱と立ち遅れをもたらしています。復興にまい進している生産者への支援が大切になっています。
- (3) 宮城県の長大な海岸線に巨大な防潮堤が作られようとしています。景観・自然破壊につながるとともに、街づくりという観点からの住民合意が不十分です。また、山元町では「コンパクトシティ構想」にもとづく街づくりを推し進めていますが、町民合意が図られていないうえに、その実態はいわゆるCM契約にもとづくコンサル会社への丸投げとなっているなど、行政責任を放棄する事態が多発しています。

### 3 憲法を守り「創造的復興」の大胆な見直しを

村井知事は、阪神大震災の教訓から学ばず、反県民的で極端な「創造的復興」政策を推進しています。例えば、①長大な海岸線に巨大な防潮堤の建設、②大規模な盛土復旧や高台移転の推進、③「仙台空港の民営化」とアクセス鉄道への巨億の投入、④「広域防災拠点」整備と称して宮城野原貨物ヤードの巨額買収を推進等々、まさに被災者に対する支援は二の次とし、県民との情報共有も不十分なままに震災を利用した巨額の投資で県の土建開発に奔走しているのが現状です。これらは、宮城県の未来の発展の道を閉ざしかねないものと考えます。

復旧・復興は、日本国憲法 13 条、25 条等にもとづく被災者の憲法上の権利です。「みやぎ県民センター」は、震災後 5 年を迎えるにあたり、あらためて宮城県に対し、「創造的復興」から「被災者・被災地が主役の復旧・復興」へ 憲法を尊重した大胆な政策の転換を強く求めるものです。

以 上